

別表1（第3条関係）「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」認定の基準（基本シート）

**審査票**（※記入不要。京都市が記入します。）

事業所名
------

●確認項目（※記入不要。京都市が記入します。）

項目	適否
(1) 前々年度以降、廃棄物処理法その他廃棄物関係法令について、改善等を求める内容の文書指導を受けていない。	
(2) 一般廃棄物においては、無色透明又は白色透明の袋を使用し、排出している。	
(3) 適切な廃棄物保管場所を設けている。	
(4) 廃棄物保管場所での分別管理体制ができている。	
(5) 廃棄物保管場所に廃棄物の区分が的確に記載されている。	
(6) 執務室内において、発生する品目に応じた適切な分別容器が設けられており、区分どおりに分別されている。	
(7) 事業所から発生する品目について、再資源化を実施している。	
(8) 廃棄物の分類ごとに適切な業者と契約をしており、実際に収集されていることが確認できる。	
(9) 廃棄物を管理する責任者が全ての品目について、収集運搬している業者及びその処理方法を具体的に把握している。	
(10) (製造業者、小売業者、飲食業者、催事主催者、ホテル・旅館業者、大学及び集合住宅管理者のみ対象（付表参照）) 条例に規定する2R及び分別の実施義務の取組が行われている。	
(11) 条例第17条第1項の規定による当該年度の報告書兼計画書を期限内に提出している（該当する事業者※1のみ対象）。	
(12) 条例第26条第2項の規定による当該年度の減量計画書を期限内に提出している（特定食品関連事業者※2のみ対象）。	

※1…・小売業者及び飲食店業者（1店舗の延床面積が500m<sup>2</sup>以上の事業者、市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000m<sup>2</sup>以上の事業者）

- ・ホテル・旅館業者（1店舗の延床面積が1,000m<sup>2</sup>以上の事業者、市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000m<sup>2</sup>以上の事業者）
- ・大学（京都市内の全ての大学・短期大学）

※2…事業系廃棄物の排出の量が相当程度多い食品関連事業者で、その店舗その他の事業の用に供する建築物の床面積の合計が3,000m<sup>2</sup>以上である事業所を有する事業者